

広島沿岸海岸保全基本計画

～ 自然にやさしく、暮らしを守る、
みんなが楽しいひろしまの海辺づくり ～



令和8年3月

広島県

目 次

はじめに

第Ⅰ章 海岸の保全に関する基本的な事項

1. 海岸の現況に関する事項	1
1-1 海岸の概要	1
1-2 自然的特性	3
1-3 社会的特性	5
1-4 海岸の課題	8
1-4-1 防護に係る課題	8
1-4-2 環境の整備及び保全に係る課題	9
1-4-3 公衆の適正な利用に係る課題	10
1-4-4 海岸全体に係る課題	11
2. 海岸の保全の方向に関する事項	12
2-1 広島沿岸の長期的な在り方	12
2-1-1 基本理念	12
2-1-2 基本目標	14
2-2 海岸の防護に関する事項	16
2-2-1 海岸の防護の目標	16
2-2-2 海岸の防護の施策	20
2-3 海岸環境の整備及び保全に関する事項	24
2-3-1 海岸環境の整備及び保全の目標	24
2-3-2 海岸環境の整備及び保全の施策	25
2-4 海岸における公衆の適正な利用に関する事項	27
2-4-1 海岸における公衆の適正な利用の目標	27
2-4-2 海岸における公衆の適正な利用の施策	28
2-5 海岸の保全に関するその他の事項	31
2-6 広島沿岸の海岸保全の方向性	32

第Ⅱ章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

1. 施設整備の方向性	37
1-1 広島沿岸の地域区分	37
1-2 整備の方向性	72
2. 施設整備に関する基本的な事項の詳細	88

第Ⅲ章 今後の取り組み方針

144

参考資料

用語集	(1)
整備水準の設定にあたっての適用潮位表	(4)
施設の整備水準（高潮整備水準と津波整備水準）	(9)
気候変動を踏まえた将来の海岸外力について	(26)
「広島沿岸海岸保全基本計画変更検討委員会」の概要	(28)
関係市町及び関係海岸管理者への意見照会の概要	(31)
県民意見募集（パブリックコメント）の実施結果	(33)

表紙写真：広島県広島市(広島港域の海岸)

はじめに

瀬戸内海のほぼ中央に位置している広島県では、大小幾多の島々が点在していることから、海岸延長も非常に長く約 1,129km にも及びます。瀬戸内海国立公園に指定されている地域も多く、多島美や白砂青松に代表されるように風光明媚な海岸線が続いています。

また、瀬戸内海の地形的特性から潮汐の干満差が 3～4m と非常に大きいことが特徴です。そのため干潟が多く分布しており、生物の貴重な生息域となっており、潮干狩り等を楽しむ人々も多くみられます。夏場には、海水浴や海洋性レジャー等の利用でも賑わいます。

一方で、台風の通過コースにあたることも多く、満潮時と重なり甚大な被害を受けることも少なくありません。県下沿岸部は、平成 3 年に台風 19 号で大きな被害を受けるなど、高潮による浸水は数年に 1 度の頻度で発生しています。

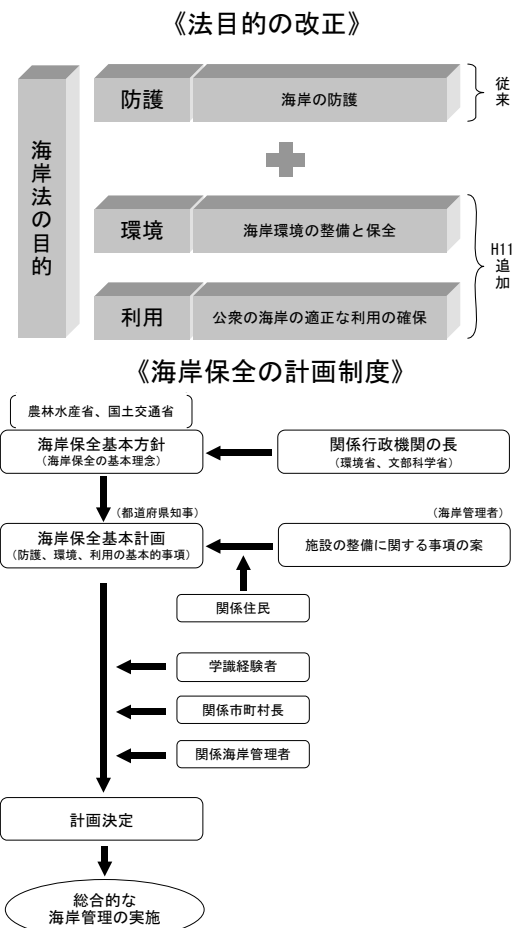
このため、本県では、県民の生命・財産を守るため高潮対策事業に力をいれてきました。

平成 11 年には海岸法が改正され、その目的として、従来の「海岸の防護」に「海岸環境の整備と保全」及び「公衆の海岸の適正な利用の確保」が加えられました。

広島県では国の定めた海岸保全基本方針に従い、地域の意向等を反映させた「広島沿岸海岸保全基本計画」を平成 14 年に策定し、総合的な海岸の保全を計画的に推進してきました。平成 26 年には平成 16 年の台風 16 号、18 号による甚大な高潮被害を踏まえ、本県における既往最大規模の台風被害への再発防止や平成 23 年 3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震の発生を受け、広島沿岸においても発生が想定されている南海トラフや瀬戸内海域の活断層等を震源とする地震及び津波に対して、適切な対応を講じるため、同計画を変更しました。

近年、気候変動による世界の海水面が上昇し続ける可能性などが報告され、令和 2 年 7 月に国の委員会による「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言において、過去のデータに基づきつつ気候変動の影響を明示的に考慮した海岸保全の必要性が示されました。同提言を踏まえ同年 11 月に海岸保全基本方針が変更され、気候変動による外力の長期変化量を適切に推算し、所要の安全を確保する防護水準を定めることとされています。このような背景を踏まえ、本計画は、気候変動の影響を考慮した適切な防護水準を設定し、将来の高潮や津波に対する安全を確保することを目的として令和 8 年 3 月に変更を行ったものです。

変更後の本計画に基づいて、「自然にやさしく、くらしを守る、みんなが楽しいひろしまの海辺づくり」を基本理念とし、美しく豊かな海岸を次世代に継承するために、住民との合意形成を図りながら、地域と一体となって、防護・環境・利用の調和のとれた広島らしい海岸づくりをめざします。



環境

多様な生物の生息できる海岸



歴史・文化資源等周辺景観との調和に配慮した海岸

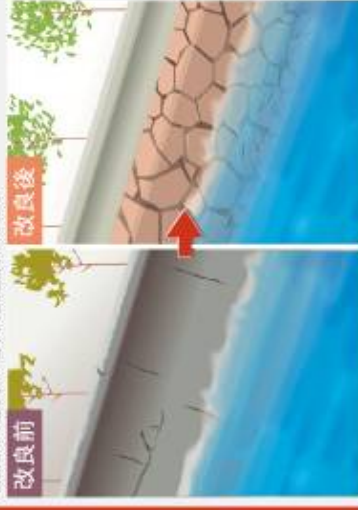


防護

施設の耐久性を高める面的防護方式の推進



機能不足及び老朽化施設の改良



自然にやさしく、
くらしを守る、
みんなが楽しい
ひろしまの海辺づくり

調和

学習活動や健康増進の場として利用できる海岸



海洋性レクリエーションが楽しめる海岸



利用

広島沿岸海岸保全基本計画の対象範囲及び関連計画との整合性の確保等

海岸保全基本計画の対象区域は、海岸保全区域に要指定区域を加えた要保全海岸区域と一般公共海岸区域としており、要保全海岸区域を海岸保全施設の整備に関する対象とし、要保全海岸区域と一般公共海岸区域を海岸の管理に関する対象とした。

☆ 計画対象とする海岸： 広島沿岸のうちの要保全海岸区域及び一般公共海岸区域

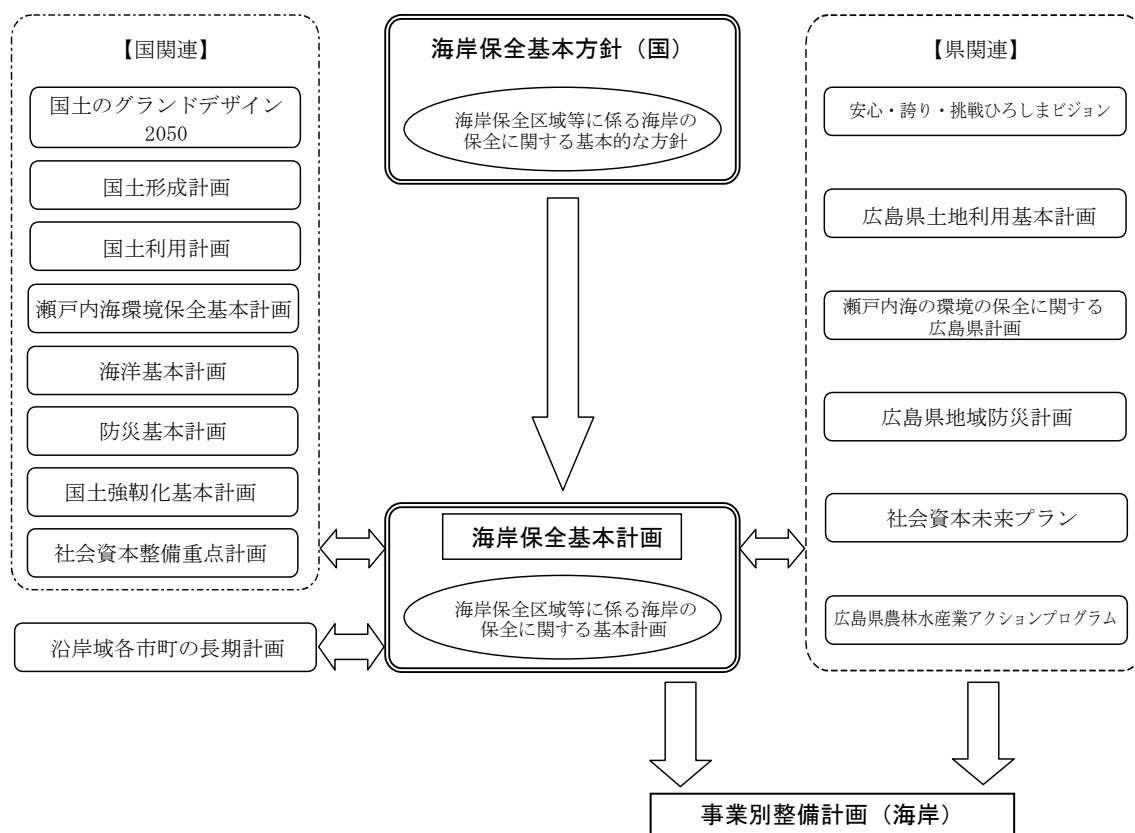
広島沿岸海岸保全基本計画の対象範囲				施設整備	海岸管理
対象区域	要保全海岸区域	海岸保全区域	海水または地盤の変動による被害から海岸を防護するため海岸保全施設の設置、その他の管理を行う必要があると認めるときに都道府県知事が指定する防護すべき海岸に係る一定の区域	○	○
		要指定区域	都道府県知事が今後 5 年以内程度の間に新たに海岸保全区域を指定し、海岸の保全をしたいとしている区域		
	一般公共海岸区域		公共海岸のうち海岸保全区域以外の区域 〔公共海岸〕 国または地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地(他の法令により施設の管理を行う者がその権限に基づき管理する土地として主務省令で定めるものを除く)及びこれと一体として管理を行う必要があるものとして都道府県知事が指定し、公示した低潮線までの水面	—	○
対象外	その他の海岸		港湾法や漁港漁場整備法など海岸法以外の法令で管理されている海岸、民有地のうち海岸保全区域以外の海岸及び一般公共海岸区域以外の海岸	—	—

☆ 本計画における「利用」の対象

本計画の「海岸利用」については、祭りや伝統行事、レジャーやスポーツ、体験活動・学習活動等の「公衆の適正な利用」に関する事項を定めることになっており、港湾関係者や漁業者の産業活動のための利用については対象外である。

☆ 関連計画との整合性の確保

国や県の関連計画の中で、海岸が関係する事項等をふまえ、本計画を策定する。



海岸保全基本計画と主な関連計画

☆ 他事業との連携と調整

海岸環境や公衆の適正な利用に影響を及ぼす恐れのある範囲で、海岸事業以外の事業が実施される場合には、本計画で定められている事項が配慮されるよう、事業者との連携と調整に努める。